

特産振興営農型太陽光発電事業
要求水準書

令和8年7月

株式会社まちエネいけだ

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、「特産振興営農型太陽光発電事業」において必要となる太陽光発電設備を導入するプロポーザル参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

参加者は、本要求水準書に明記されている事項(以下、「要求事項」という。)を満たしたうえで、本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の請負者は、本件業務期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

なお、この要求水準は、原則として各業務の守るべき水準(性能)を規定するものであり、個々の業務を遂行するための作業手順や内容、実施体制等は、事業者の提案によるものとする。

2 事業内容

本事業内容は「特定振興営農型太陽光発電事業」とする。

3 事業概要

(1) 整備地

地 番／ 福井県今立郡池田町藪田 3-5-1、3-6-1、3-7-1

登記面積／ 3, 215m²

整備面積／ 1, 872. 3m²(別添、現況平面図を参照)

(2) 整備品

太陽光発電設備一式

(3) 太陽光発電事業計画

ア 発電量・設備仕様

発電設備は50KW 以内とする。

イ 電力使用先

整備地の隣接地にある池田町が管理するバイオマス熱供給施設のプラントに供給する。
余剰電力の逆潮流は行わない。

ウ 工事の範囲

提案する内容は、整備地への架台設置、太陽光発電設備の設置、キュービクルへの接続、フェンス等の設置(必要な場合)、各種申請手続の支援代行、保証期間内のメンテナンス対応等とする。

(4) 工期

工期は、契約時から最長で令和9年3月末までの日程とする。なお、詳細な工程は、提案事業者と協議の上、定める。

4 導入する太陽光発電設備仕様

(1) 導入設備

出力合計 50KW 以内とする

設備の種類 ・藤棚式ソーラー3種類 25度、35度、45度
・一軸追尾型ソーラー一式

(2) 整備計画地の概要

池田町有地で、池田町が整備するバイオマス熱供給施設内の土地

(3) 導入設備の仕様

ア 太陽パネル規格・パワコン

特別豪雪地帯において整備が可能な設備(耐雪型)を提案すること
国による補助金要件となっている「JCスター認証」をとっているものであること

イ 監視装置

積雪の監視や防犯の観点からの監視装置を提案すること

ウ 電源供給関連

非常時には、キュービクルからの電源で一軸追尾の自動運転ができること
太陽光発電設備が発電している場合には、ボックスから電源を取り出すことができること

(4) キュービクルへの接続

整備地の隣接地にある池田町が整備中のバイオマス熱供給施設にあるキュービクルが完成後、適切に接続すること

なお令和8年12月頃に完成予定のため、接続は令和9年1月頃を見込んでいる

(5) その他仕様について

予算の範囲内で、下記について提案すること

ア 遠隔監視装置

イ レジリエンス対応について

ウ 電気工作物の管理規程案

5 求める基準

(1) 設備が高品質であることおよび国産メーカーのものを基本とすること

設備については、中古品などの粗悪品ではなく、新品かつ高品質であり国産製品を基本とする。外国製であっても、国内に供給責任を有する事業者が存在することを必須とする。

(2) 施工計画が適切であること

施工にあたり、周辺住民への説明や配慮および設備の仕上げ方、安全確保対策等について十分な計画であること。

また、設備設置後に行う「池田町バイオマス熱供給施設」のキュービクルへの接続業務についても適切に行うこと。

(3) 施設の運営サポートが万全であること

豪雪地帯であっても、安全に管理運営するための方法が明確になっており、かつ、当該方法で運用した場合の施設の破損等のリスクやメンテナンスの対応や各種保守、補償、保証などがまちエネいけだにとって納得できるものになっていること

(4) 手続申請の支援体制があること

当該施設使用開始にあたり必要となる使用前自己確認届の対応についても十分な支援を行う体制があること。

(5) 事業費

総事業費は24,000千円以内(消費税抜き価格)であること。また物価高騰に対する措置は原則行わないものであること。

(6)事業運営・展開に向けた提案

脱炭素先行地域として取り組む池田町の実情を理解し、事業目的の達成のための有効かつ魅力的かつ実行可能な提案を行うこと。

6 導入設備の検収

(1) 検査

事業者は設備導入後、試運転検査など受け、合格すること

(2) 導入設備成果品

事業完了時における成果品の内容は、以下の項目とする。※成果品は一部製本すること

提出物	ファイル形式
機械図面	PDF
機械取扱説明書	PDF
各種技術資料・検討記録	PDF
協議記録簿	PDF
その他監督職員が指示するもの	PDF

7 事業者の責務

- (1) 事業者は、本事業の履行にあたり、導入の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、業務を遂行すること
- (2) 事業者は、本書に示された性能について、効率的かつ合理的に満足するよう、適宜創意工夫を発揮して提案を行うこと
- (3) 本書は、本事業に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、別途本町と協議すること
- (4) 本町が整備する熱供給体制構築などにも協力して事業を進めること

8 瑕疵担保責任

本事業における瑕疵担保責任は以下の通りである。

- ア まちエネいけだは、本事業の設備導入に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。ただし瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、まちエネいけだは修補を請求することができない。
- イ 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、設備の引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- ウ 本条アおよびイの規定は、設備導入事業の成果物に対して瑕疵があるときにも準用する。
- エ まちエネいけだは、設備導入後引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、本条アの規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵のあることを知っていたときは、この限りではない。

9 秘密の保持

事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、まちエネいけだの承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外には使用しないものとする。

10 本書の変更

町は、事業期間中に、以下の事由により要求水準を変更する必要があるが、その場合は事前に事業者へ通知する。

- ア 法例等の変更により、業務の内容を変更しなければならない場合
- イ 災害や事故等により、業務の内容を変更しなければならない場合
- ウ 町の事由により、業務の内容を変更しなくてはならない場合
- エ その他、町が業務の内容を変更しなくてはならない場合

11 提出書類の取扱い

(1) 著作権

まちエネいけだが示した実施要領等の著作権はまちエネいけだに帰属し、事業者が提出した書類の著作権は事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、事業者選定結果公表などの場合にまちエネいけだが必要と認めた場合は、まちエネいけだは提出書類の全部または一部(公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く)を使用できるものとする。

(2) 特許権等

事業者が提案した内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者および事業者が負担するものとする。

(3) その他

まちエネいけだは、事業者が提出した書類は、返却しないものとする。